
☆★☆*...*...*...

監 査 ニ ュ ー ス

・国際共同研究を加速　2018 年度　文科省、科研費を再編 【8/25 日刊工業新聞】
・2018 年度の JST 助成　各種支援プログラム　文科省、2事業に統合 【8/28 日刊工業新聞】
・各大学寄付金集めに知恵絞る　交付金・補助金減り、取り組み強化 【8/29 毎日新聞】
・手術で使うドリルバー、不適切に再使用　兵庫医科大病院 【8/29 朝日新聞】
・軍事的研究「大学に指針」3割、審査制度　遅れる整備 【9/3 朝日新聞】
・不正認定された論文を撤回・訂正　東大の渡辺教授 【9/6 日本経済新聞】
・学生の就活妨害　教授を諭旨解雇　東京学芸大、アカハラで 【9/13 日本経済新聞】
・高度な施設、安く活用　大学滞在ベンチャー台頭 【9/18 日本経済新聞】

連 載 企 画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、
なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第１３回目となる今回は、
「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査のポイント」というお題についてご説明します。

卓）　８月末に監査が終わったと思ったら、１０月からまた監査が始まるらしいじゃないか。
　　なんだって、そんなに監査するんだい。
妹）　監査室が行っている内部監査には、大きく分けて業務系監査と会計系監査の2種類があるのよ。
　　１０月から始まるのは、業務系監査の方ね。
卓）　なるほど。
妹）　業務系監査は、各年度の内部監査基本計画書において定められたテーマで実施されているから、
　　年度ごとに異なる業務が監査されているのよ。
　　さて、ここで問題です。今年度の業務系監査では、「安全衛生に関する監査」が実施される予定
　　ですが、昨年度は、何の監査が行われたでしょうか？
卓）　いきなりだな～。えーと、…何だったっけ？
妹）　「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査」、いわゆる“マイナンバー”の監査よ。

卓）　そうだった。うちのところは対象部局じゃなかったから、特に気にとめていなかったよ。

妹）　それじゃダメよ、お兄ちゃん！
確かに、業務系監査は、監査テーマに応じたリスクを勘案したうえで、対象部局を選定しているから、毎年度すべての部局を往査しているわけではないわ。監査の対象にならなかった部局では、会議資料などで内部監査報告書を目にしたとしても、なかなか当事者意識を持ちづらいかもしれない…。だけど、同じ業務を実施している場合、どの部局においてもリスク発生の可能性はあるはずよね？

卓）　た、確かに…。

妹）　じゃあ今回は、「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査」を振り返って、どんなポイントで監査を実施したのかを、一部紹介するわね。

昨年度往査の対象とならなかった部局におかれましては、ぜひご一読のうえ、自部局における取扱いをご確認いただければと思います。

用語の整理

●個人番号（マイナンバー）
　‥‥平成２７年に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、日本国内に住民票を置くすべての者に対し付与される１２桁の番号。
　事業者は、国税通則法や所得税法などの法律により、源泉徴収票等への個人番号（マイナンバー）の記載が義務づけられているため、従業員等から個人番号（マイナンバー）を収集し管理する必要があり、本学も例外ではありません。

●特定個人情報
　‥‥個人番号を内容に含む個人情報のこと。

※以下、個人番号を「マイナンバー」、個人番号及び特定個人情報を「特定個人情報等」という。

参考規程・マニュアル

●国立大学法人東北大学個人番号及び特定個人情報取扱規程
　‥‥本学が保有する特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めたもの。以下「取扱規程」という。

●マイナンバー関係事務取扱要領
　‥‥本学におけるマイナンバー制度の導入により、マイナンバーに関係する書類を取り扱うこととなる担当者の事務取扱方法などについて、具体例を含めて説明するもの。以下「取扱要領」という。

ポイント1：部局内における取扱体制を把握していますか？

本学では取扱規程において、部局に特定個人情報等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くこと（第6条）、及び、個人番号関係事務に従事する職員として特定個人情報等取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置くこと（第7条）が規定されています。

これらの取扱体制をきちんと把握していないと、しかるべき者が確認を行わないまま特定個人情報等に関係する書類が処理されてしまったり、責任の所在が不明確となってしまったりするおそれがあります。

ポイント2：特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した時にとるべき対応を把握していますか？

特定個人情報等の漏えいや滅失等の事案については、発生させないことが大事であることは間違いありません。しかしながら、**事案が発生してしまった場合の対応方法を把握しておくこと**も、同じくらい大切であると思われます。なぜなら、事前に対応方法を把握していないと、初動が遅れ、被害の拡大を招いてしまうおそれがあるからです。

取扱規程第27条では、「特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握したとき」や「本規程に違反している事実又は兆候を把握したとき」に各立場において取るべき対応が規定されています。当該規定においては、国立大学法人東北大学個人情報保護規程の定めに基づく旨も規定されておりますので、そちらも併せてご確認ください。

ポイント3：教職員等から提出を受けたマイナンバーの届出に係る書類を一時保管する場合、取扱いに注意していますか？

一時保管中の漏えいや滅失等を防止するため、マイナンバー届出書類の取扱いには十分注意しなければなりません。マイナンバー届出書類を一時保管する場合には、施錠できるキャビネット（金庫、ロッカー）等に保管すること、保管する際は担当者複数名で確認を行うことが取扱要領で定められていますので、これを遵守しましょう。

ポイント4：記録簿を適切に作成・管理していますか？

記録簿とは、教職員等から提出を受けたマイナンバーの届出に係る書類を、部局の取扱担当者がマイナンバー管理室へ移送する際に作成しなければならない書類です。記録簿には、職員からの受領日とマイナンバー管理室へ送付した日を記録して保存するとともに、その写しを届出書類と併せてマイナンバー管理室へ移送することとされています。

記録簿が適切に作成されないと、移送される届出書類について正しく把握することができません。万一、記録簿に記載されている数とマイナンバー管理室へ送付された届出書類の数が一致しない場合には、届出書類の紛失が疑われる事態にまで発展しかねません。記録簿の作成にあたっては、記載内容を十分確認願います。

また、記録簿には「記録簿 No.」を記入する欄があり、移送するごとにカウントすることとされています。（つまり、**「移送回数＝記録簿 No.」**となります。）この「記録簿 No.」は、A さんの分を送ったのはいつか、といった追跡等で使用しますので、移送回数を正しく反映するようにしましょう。

妹） ところで、今年度は人事企画部で「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査」を行うそうよ。

卓） そういえば、うちの部局が対象になっていたような、なっていないような…。

妹） もー、相変わらず忘れっぽいんだから。そんなんじゃ、今日勉強したことも監査の日まで覚えていられないかもね。

卓） それを言っちゃぁ、おしまいよ。

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「なぜ私たちはいつも締め切りに追われるのか」と言うお題のようです。いったいどんな話になることやら・・・。

現在、9 月某日正午過ぎ。本稿の締切日ですが、何を書くべきか、全く思いつきません。
原稿の依頼を受けたのは約一か月前。依頼を受けた後、原稿を書かなければと思えども、数秒後には、「まぁ、あとで書けばいいや」と開き直るという状況を何度も何度も繰り返し、いつしか締切日を迎えてしまいました。

残念なことに、どれだけ頭を捻っても、皆様にお伝えできる「箸休め」的な情報や出来事は、一向に出てくる気配がなく、このままでは第 86 号目にしてはじめて、「作者都合により休載となります」と書かざるを得ないところまで差し迫ってきました。

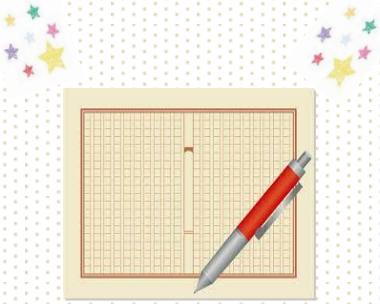


よくよく思い返してみると、いつも**締め切りに追われてばかりの人生**でした。学生の頃から宿題やレポートを計画的にこなせたとは言えず、そして社会人になった今もなお、締め切りに追われる始末。同じ失敗を繰り返していることが、あらためて浮き彫りになり、自戒と自責の念で一杯です。

そもそも、どうしたら締め切りに追われる状況に陥らないのでしょうか？単純に考えれば、時間的余裕をもって取り組むべきなのでしょうが、それができれば苦労しないわけで。藁にも縋る思いで、yah〇〇に「締め切り　追われる　改善方法」と入力してみました。すると、松尾豊氏(現・東京大学特任准教授)が執筆した「なぜ私たちはいつも締め切りに追われるのか」という研究報告に辿り着きました。

松尾氏の研究では、「寝てしまっても締め切りに影響がない日数」を「ネルー」と定義し、「高ネルー状態」を保つことで効率的な仕事の配置や日数を要する業務の実現が可能であるとしています。しかし一方で、「高ネルー状態」にあると、業務処理パフォーマンスが低下して、「低ネルー状態」に向かいやすいとし、その状況を打開するためにどうすべきか、数式を用いて説明しています。

結論として、時間的余裕をもつことよりも**集中力を高めることの重要性**を説くとともに、「なぜ私たちはいつも締め切りに追われるのか」という研究題目の解としては、『「早めにやっておけば良かった」ではなく、「もっと集中すべきだった」』であるとしています。



「締め切り」という危機的状況により集中力が増し、業務パフォーマンスが向上することは事実ですが、「締め切り」の直前まで放置することは決して得策ではありません。**集中力を高める方策を自分なりに検討することが大切**なんだなと、改めて感じた次第です。

原稿を書き上げたことで、再び「高ネルー状態」となった私ですが、同じ過ちを起こすことがないよう、善処したいと思います。

（監査室　T）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：佐藤）
022-217-5680，4880（菅野、小原、綱川、深沢、杉山）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University